

「dejiren 利用契約約款」

本「dejiren 利用契約約款」(以下「本約款」といいます)は、ウイングアーク1st株式会社(以下「ウイングアーク」といいます)が提供するクラウドサービス(“dejiren”およびそのオプションサービスを含み、以下「本サービス」といいます)を利用されるお客様に適用されるものとし、お客様は、本サービスの利用を申込みされた時点で本約款の内容に同意したものとみなします。なお、本約款の他、本サービスの利用の過程において個別の規約、ガイドライン、ポリシー、使用許諾条件等(以下総称して「規約等」といいます)が付加された場合、本サービスをご利用いただいた時点で、お客様は規約等の内容についても同意したものとみなします。また、ウイングアーク所定の方法で本サービスの利用を申込みをした者がお客様の使用人またはその他代理人である場合、当該行為者は、お客様に効果を帰属させる権限またはその代理権限が与えられていることをお客様は表明し保証するものとし、かつ、その行為はお客様を代理してお客様のために実行され、その効果はお客様に帰属するものとします。

第1条 (定義)

本約款における用語の定義は以下のとおりとします。

- ①「お客様」とは、本約款に同意のうえ、ウイングアーク所定の手続に従い本サービスの利用を申込み、ウイングアークによって本サービスの利用を許諾された法人もしくはそれに準ずる団体または個人をいいます。
- ②「利用ユーザー」とは、お客様の管理のもと、本サービスの利用者としてお客様が設定した個人をいいます。
- ③「ユーザーアカウント」とは、本サービスを利用するための権利であって、利用ユーザーごとに設定されるIDおよびパスワードをいいます。
- ④「本申込み」とは、本約款に同意のうえ、ウイングアーク所定の方法で本サービスの利用申込みを行うことで、お客様とウイングアーク(およびお客様とウイングアークの販売代理店の場合を含みます)との間で、随時契約として締結されるものを意味します。本申込みは、本約款を参照することによって、本契約(次条で定義される)に組み込まれたものとみなされます。
- ⑤「有料サービス」とは、本申込みに基づきお客様に対して提供される有償の本サービスで、無料トライアル(第5条に記載)に従って無償で提供される本サービスとは区別されるものをいいます。
- ⑥「サービスシステム」とは、本サービスを提供するために必要な設備でウイングアークが設置するものをいいます。
- ⑦「テンプレートプログラム」とは、ウイングアークまたはウイングアークが別途指定した者から本サービスを通じて提供されるものであって、本サービス上でのみ使用できるテンプレート・カスタムアプリケーション等のプログラムおよび本サービスのカスタマイズ等(カスタムコネクタの作成を含みますがこれに限られません)の目的で提供される Java ファイル等のスクリプトをいいます。
- ⑧「販売代理店」とは、ウイングアークが提供する本サービスを販売する契約をウイングアークと締結した法人またはそれに準ずる団体をいいます。
- ⑨「クライアントプログラム」とは、ウイングアークから本サービスを通じて提供されるものであって、お客様が管理する端末もしくはサーバおよびクラウド上の仮想端末もしくは仮想サーバに導入されたウイングアークのプログラム(エージェント機能である dejiren Bridge Service を含みますがこれに限られません。また、ツール等を含みます)をいいます。

第2条 (契約の成立等)

- 1.お客様が、ウイングアーク所定の方法で本サービスに申込み(販売代理店を経由して申込み場合を含む)、ウイングアークが当該申込みを承諾のうえお客様に対して通知したときに、本約款に基づく本サービスの提供に関する契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。なお、当該申込みから10営業日以内にウイングアークまたは販売代理店からお客様に対して通知がない場合には当該申込みは拒絶されたものとみなされます。
- 2.お客様は、本申込みについて、現在の正確かつ完全な情報を記入するものとし、虚偽の記載を行わないものとします。また、お客様は、前項に基づくウイングアークに対する本サービスへの申込み後は、ウイングアークの事前の承諾なく、申込み内容の変更または撤回はできないものとします。また、本契約成立後においては、第6条で定める契約期間中、お客様はウイングアークの責めに帰すべき事由による解除を除き本契約を解約できず、また、本サービスの数量を削減できないものとします。

第3条 (本サービスの利用)

- 1.ウイングアークは、本契約、本約款、本申込みおよび別途ウイングアークが通知する本サービス内容に従い、お客様に対して、日本国内において、非独占的、譲渡不能でかつそのみ本サービスを利用できる権利を許諾します。
- 2.ウイングアークは、お客様に対し、初回に管理者権限のあるユーザーアカウントを発行します。お客様は、ユーザーアカウントを自己の責任において管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、または、担保に供する等いかなる処分もしないものとします。お客様のユーザーアカウントが第三者に利用されたことによりお客様が損害を被った場合においても、ウイングアークは一切責任を負わないものとします。
- 3.利用数量による従量制のプランを契約のお客様は、本申込みによって購入した本サービスの利用数量を超えて利用する場合、本サービスの利用数量を追加で購入(以下追加購入した利用数量を「追加購入分」といいます)または、契約期間満了後に別途ウイングアークが定める単価に超過利用数量を乗じた額で精算する(以下精算する超過利用の数量を「精算分」といいます)ものとします。なお、追加購入分は、本契約の契約期間毎に設定され、契約期間の終了時点で未利用の終了があった場合においても、次の契約期間には引き継がれないものとします。
- 4.前項にかかわらず、本契約の契約期間中に本サービスのユーザー数量を増加する場合、本サービスの利用料金(第7条で定義します。以下本条において同じ)は以下のとおりとします。
 - ①お客様による本サービスの利用料金の支払方法が、ウイングアークから発行された請求書に基づく支払い(以下「請求書払い」といいます)のとき、お客様は、前条と同様に追加数量分の利用申込を行い、ウイングアークが承諾したときに、本サービスのユーザー数量が追加されるものとします。この場合、当該ユーザー数量の追加時から本サービスの料金が追加数量を含む料金に変更されるものとします。
 - ②お客様による本サービスの利用料金の支払方法が、お客様のクレジットカードの決済による支払い(以下「クレジットカード払い」といいます)のとき、お客様によるユーザー数量追加の申込み日からユーザー数量は追加されるものとします。ただし、当該追加は、お客様が当該追加数量を含む数量での本サービスの利用料金で次の契約期間を更新することを条件とします。この限りにおいて、ユーザー数量追加申込み月における追加料金の支払は不要とします。
- 5.お客様は、本契約の期間中において、いかなる行為または不作為にかかわらず、本サービスの数量を減少、削減することができないことに同意するものとします。お客様は、本サービスの数量の減少、削減する場合、次の契約期間の更新時において、お客様が減少、削減した数量で契約期間の更新を申込み場合に限り可能であることに同意するものとします。ただし、次の契約期間の更新時において、前項第2号によりユーザー数量を追加する場合には、次の契約期間においては数量の減少、削減はできないものとします。
- 6.ウイングアークは、本サービスの利用に関する一般的取扱方法や制限(別途定めたストレージ容量およびその他条件を含むがこれに限られません)を設け、またこれらを変更することができるものとします。お客様は、本サービスの利用について、将来提供予定の機能または特徴の提供を条件とするものではなく、また将来提供予定の機能または特徴に関するウイングアークの口頭または書面による対外的なコメントに依存するものではないことに同意するものとします。

第4条 (利用ユーザー)

- 1.お客様は、ウイングアークから発行されたユーザーアカウントについて、その数量の範囲内で、利用ユーザーに対しユーザーアカウントを設定することができます。そして、利用ユーザーとしてユーザーアカウントを設定された場合のみ本サービスを利用できるものとします。ただし、その場合、お客様が当該利用ユーザーに対して本約款および規約等の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。利用ユーザーが本約款または規約等に違反した場合、ウイングアークは、当該違反をお客様による違反とみなすことができるものとします。
- 2.お客様は、別途ウイングアークが書面で承諾した場合を除き、一つのユーザーアカウントを複数人で共有して利用させることはできませんが従前の利用ユーザーが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前の利用ユーザーに代わる新規の利用ユーザーに割り当て直すことができます。

第5条 (無料トライアル)

- 1.ウイングアークは、お客様に対して無料で本サービスのトライアル利用(以下「無料トライアル」といいます)を提供できるものとし、当該無料トライアルの期間は、お客

様が本申込みによりサービスの利用を開始した月の翌月末またはお客様が本申込みで指定した有料サービスの利用開始日の何れか早く到来する日まで(以下「無料トライアル期間」といいます)とします。但し、無料トライアル期間についてお客様とウイングアークで別途合意した場合はこの限りではないものとします。なお、クレジットカード払いのお客様は、無料トライアル期間中にお客様にて本契約の終了の意思を示さなかった場合、利用開始をした月の翌々月より有料サービスへ移行します。請求書払いのお客様は、本サービスを無料トライアルで利用することを選択し、当該無料トライアル期間内に有料サービスに移行しなかった場合は、本契約は無料トライアル期間の満了と同時に終了するものとします。

2.ウイングアークは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用される場合、お客様の同意を得ることなく、本サービスの改良その他の事由のために保存データ(第13条で定めるとおり。以下同じ)の一部または全部を削除することができるものとします。

3.ウイングアークは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用する場合、保存データの保管義務および第8条で定める技術サポート提供等の義務を負わないものとし、本契約に関してウイングアークの帰責事由に起因してお客様が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、ウイングアークがお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

第6条 (契約期間)

1.本契約は、お客様による利用申込みをウイングアークが承諾した時に発効するものとします。

2.請求書払いにおいて、本契約の契約期間は、無料トライアルの期間および有料の本サービスともお客様が利用申込において選択された契約期間(契約終了前にお客様が本契約の契約期間の更新期間として利用申込において選択された期間更新を含む)とします。但し、本契約の契約期間の期間満了 45 日前までにお客様またはウイングアークが相手方に対して解約の意思表示をしない場合、本契約は自動的に 1 か月間更新するものとし、以後も同様とします。

3.請求書払いにおいて、利用申込で選択された初年度の契約期間が 12 か月に満たない場合、初年度後契約期間を1年間更新すること必須とし、その後は前項但書に従うものとするに同意します。

4.クレジットカード払いの場合、本契約の契約期間は、無料トライアルおよび有料の本サービスの期間となり、有料の本サービスの期間は 1 か月間とします。なお、本契約の契約満了日までに、お客様がウイングアーク所定の解約手続きを完了しない場合、本契約は自動的に 1 か月間更新するものとし、以後も同様とします。ただし、第 3 条第 4 項第 2 号に基づきユーザー数量の追加の申込みをした場合は、必須で次回の契約期間を更新するものとし、当該追加申込み月および次回の契約期間については解約できないものとします。

第7条 (有料サービスの利用料金)

1.お客様は、本契約に基づき、本申込みに定めるすべての本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます)、追加購入分を直接または販売代理店を経由してウイングアークに対して支払うものとします。利用料金および追加購入分は本サービスの申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。利用料金、追加購入分の支払義務は取消不能であり、支払済の料金は、お客様がウイングアークの責めに帰すべき事由によって本契約の解除をした場合を除き、返金不能とします。

2.お客様は、本申込みの別段の定めがある場合を除き、利用料金を本サービス利用開始(更新)日翌月末までに支払うものとします。なお、追加購入分、および精算分の支払期限は、ウイングアークが別途提示した期日までとします。

3.ウイングアークが利用料金、追加購入分を支払期限までに受領しなかった場合、ウイングアークは、ウイングアークの判断で、次の何れか、または双方の措置をお客様に対して取ることができます。①当該請求金額に対して支払期日から支払われる日まで、各月の未払残高に対し年率 14.6%の遅延損害金を加算して請求すること。②前項の定めよりも短期の支払条件を、将来の契約期間の更新および本申込みの条件とすること。

4.お客様とウイングアーク間の別途の契約に基づき、お客様によるウイングアークに対する金銭債務の履行が 30 日以上遅滞している場合には、ウイングアークは、ウイングアークのその他の権利および救済を制限することなく、当該契約に基づくお客様の未払の料金債務について、期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎えるものとします。

5.前項にかかわらず、クレジットカード払いの場合、何らかの理由でクレジットカードが決済不能となり、ウイングアークが支払期限までに利用料金を受領できなかった場合、ウイングアークは自己の裁量で本サービスを停止することができるものとします。

6.本条第 2 項にかかわらず、お客様が販売代理店を経由し利用料金を支払う場合、利用料金および支払条件はお客様と販売代理店、販売代理店とウイングアークそれぞれで取り決めるものとします。但し、ウイングアークに対して利用料金が支払われた時点で、お客様による利用料金の支払義務が履行されたものとします。

第8条 (技術サポート)

1.ウイングアークは、お客様に対して、ウイングアークが別途定めるサポートポリシー(Web サイト URL: <https://www.dejiren.com/contents/1915>)の内容および当該 Web サイトに関連するサイトを含みます。以下総称して「サポートポリシー」といいます)に従い本サービスの技術サポートを提供します。なお、サポートポリシーは、ウイングアークの裁量によって変更することができるものとし、技術サポートを提供する時点で有効な最新版が適用されるものとします(URL のアドレス自体の変更をする場合は、新しい URL にリダイレクトするか、または、サポートポリシー上に変更後の URL (リンク先)を表示するものとします)。お客様は、本サービスに関する技術的な問合せは、ウイングアークのみに連絡するものとし、ウイングアークによる技術サポート提供に必要な協力(障害原因の切り分け等を含むがこれに限られない)を行うものとします。

2.ウイングアークによる技術サポートは、次の条件を前提に提供するものとします。①本サービスを利用する前提となるお客様のコンピュータの OS(オペレーティングシステム)および前提ソフトウェアが製造元の通常サポート対象となっていること。②本サービスの技術サポートをウイングアークから提供する場合において、ウイングアークの製品、サービスに起因するかまたはウイングアークの製品、サービス以外の製品、サービス(以下「第三者製品等」といいます)に起因するかの切り分けの必要性がある場合、お客様は、ウイングアークに対して、お客様による当該第三者製品等の製造元への問合せ等、切り分けに必要な協力をすること。また、技術サポート提供に伴い、お客様が実施されるシステム検証等の費用については、お客様にて負担をすること。

第9条 (財産権)

1.本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、ウイングアークまたはウイングアークに対して利用を許諾した第三者(以下「原権利者」といいます)がこれを保持し、ウイングアークがお客様に対して本約款により明確に許諾したものを除くすべての権利は、ウイングアークまたは原権利者に留保されます。

2.«dejiren»等の名称は、ウイングアークの商標もしくは登録商標です。

第10条 (テンプレートプログラム等)

1.お客様は、テンプレートプログラムを、本サービスの利用範囲内において複製および改変できるものとします。お客様が複製および改変したテンプレートプログラムに関して不具合等の問題が生じた場合、ウイングアークにおいて対応できない場合があること、また、当該テンプレートプログラム(複製および改変したものを含む)によってお客様が損害を被ったとしても、ウイングアークは一切の責任を負わないことにお客様は同意するものとします。ただし、テンプレートプログラムに関して別途規約等がある場合、当該規約等に従うものとします。

2.お客様は、クライアントプログラムを、ウイングアークの管理外にある利用者端末・サーバ等の機器およびその他のプログラム(以下、総称して「利用者端末等」といいます)に導入する場合利用者端末等に関して、お客様が損害を被ったとしてもウイングアークが一切の責任を負わないことに同意するものとします。ウイングアークが提供するクライアントプログラムは、第 11 条(制限事項)にかかわらず、お客様の内部組織の役員および従業員等(以下総称して「従業員等」といいます)に対してのみ複製し配布することができるものとします。お客様の従業員等が当該複製・配布されたクライアントプログラムをインストールした場合、お客様は、当該インストールを行った従業員等を含め、本約款のすべての条件に同意していることを保証するものとします。

3.お客様は、本サービスと連携して第三者の提供するプログラムまたはハードウェア等(以下総称して「第三者プログラム等」といいます)を利用する場合(ex.本サービスに関するお客様のデータを当該第三者プログラム等に保存する場合を含むがこれらに限られない)、当該第三者プログラム等および当該第三者プログラム等と本サービスの連携利用に関してお客様が損害を被ったとしてもウイングアークが一切の責任を負わないことに同意するものとします。

第 11 条 (制限事項)

お客様は、本約款またはウイングアークにより事前の書面の承諾により明示的に許諾していない限り、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ①本サービスを自己の内部業務目的以外で利用する行為
- ②本サービス若しくは本約款に基づき付与された権利を付与された範囲を超えて利用する行為
- ③本サービスの複製、お客様以外の第三者に対して再使用(利用)許諾、再販売、頒布および譲渡等する行為
- ④インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼る行為、サーバその他のインターネットベースの機器上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」および「ミラー」する行為
- ⑤本サービスを改ざんまたは消去し、または本サービスを構成するプログラムを変更、改良、解析(リバースエンジニアリングを含む。)、逆アセンブルおよび逆コンパイルする行為
- ⑥他者になりすまして本サービスを利用する行為、またはパスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウントもしくはコンピューターシステム、または本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為
- ⑦ウイングアークの設備および他者の設備またはインターネット接続サービス用設備等の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ⑧ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- ⑨ウイングアークまたは第三者の名誉、プライバシー、信用または財産権等の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- ⑩法令、条例等に違反する行為または公序良俗に反する行為
- ⑪ウイングアークが定めるユーザマニュアル等の一般的な取扱方法またはウイングアークが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為
- ⑫ウイングアークが提供する本サービスの運営を妨げる行為
- ⑬前各号の趣旨に照らし、ウイングアークが合理的な根拠に基づき不相当と判断した行為

第 12 条 (アクセス権)

お客様は、ウイングアークが技術的な問題の解決のためまたはお客様からの依頼に基づき、お客様による所定の手続後、お客様のユーザアカウントを利用して、本サービス(お客様のデータを含みますがこれに限られません)にアクセスすることがあることに同意するものとします。なお、お客様の依頼によってサポートポリシーを超える対応をウイングアークが行った場合、お客様は、当該対応に係る費用をウイングアークに対して支払うことを同意するものとします。

第 13 条 (お客様のデータの利用等)

- 1.お客様は、本サービスの契約期間において、お客様および利用ユーザーが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報(以下「保存データ」といいます)について、お客様が投稿したチャットデータを除き、バックアップを取っておくなど、ウイングアークの設備の故障その他の理由によるデータの消失に備え、自らの責任と費用で必要な措置をとるものとします。
- 2.お客様は、本契約終了後、本サービスにアップロードした画像ファイルなどのお客様のデータファイルおよびお客様が投稿したチャットデータはウイングアークから返還されないこと、また、本契約の終了後から 30 日間経過後 180 日以内に、ウイングアークからお客様に対する通知の有無にかかわらず、ウイングアークが保存データを消去もしくは削除することおよび保存データの保管、削除、バックアップ等に関してお客様または第三者に損害が生じた場合でもウイングアークが一切の責任を負わないことにつき、同意するものとします。
- 3.ウイングアークは、お客様の同意を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データおよび本サービスに記録されるログ等のデータを任意でバックアップできるものとします。
- 4.ウイングアークは、お客様の同意を得ることなく、本サービスの提供、品質向上、利用環境の性能向上を目的として、各種法令の範囲内で保存データおよび記録されるログ等のデータを利用することがあります。
- 5.ウイングアークは、お客様の同意を得ることなく、保存データの全部または一部を開示・公開することはありません。ただし、次の各号に該当するとウイングアークが判断した場合を除きます。①法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手続上必要とされる場合 ②ウイングアーク、提携先(次項で定義する)、他のお客様、または第三者の権利を保護するために必要な場合。
- 6.ウイングアークは、本サービスの一部の内容として、ウイングアークの提携先企業(本サービスに含まれる情報・コンテンツの提供元である企業等を指すがこれらに限られない。以下「提携先」といいます)のサービス(以下「当該サービス」といいます)と連携する場合があります。お客様が当該サービスを含む本サービスを利用する場合には、次条にかかわらず、当該サービス利用に関する情報(当該サービスの利用実績を含むがこれに限られない)を提携先に提供できるものとします。

第 14 条 (秘密保持)

- 1.本契約において「秘密情報」とは、次の各号を除き、一方当事者(以下「開示者」といいます)が、その形態および媒体にかかわらず、相手方(以下「受領者」といいます)に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたか、または情報の性質および開示の状況に鑑みて、秘密であると合理的に理解されるべきものをいふものとします。①開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報、②開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報、③開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報、④開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報
- 2.次項および第 5 項を条件として、また開示者が明示的に書面で別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとします。①本契約期間中に限り、本契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲でのみ、開示者の秘密情報を使用すること ②開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員、再委託業者およびその従業員に対してのみ、受領者が本契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ開示すること ③ 本契約期間中およびその終了後 2 年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示を防止すること ④受領者が開示者の秘密情報を開示した者が上記①②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守し(次項および第 5 項を条件とする)、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも本契約に定めるものと同等に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること。
- 3.前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。但し、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知(法的に許容される限り)を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示若しくは使用を防止し若しくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。
- 4.第 2 項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務顧問に対して、真正な法令、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。但し、開示者は、それらの者が第 2 項の ①②および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。
- 5.各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の取締役、役員、代理人、従業員、再委託業者およびその従業員および再委託業者が遵守することを確認するものとします。
- 6.各当事者は、受領者が本条の条項の何れかに違反しまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、従って、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反の虞に対する差止命令による救済を求める権利を有することに同意するものとします。
- 7.本契約の満了若しくは解約時の開示者の書面による要請とともに(またはそれ以前の開示者の書面による要請があった時)、受領者は以下の義務を負うものとします。(a) 形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料の、すべての原本および複製で、受領者の所有または管理下にあるものを、速やかに開示者に引き渡し、受領者は、すべての開示者の秘密情報を、すべての受領者のコンピューターシステム、検索システムおよびデータベースから消去するものとします。(b) 受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。
- 8.前項にかかわらず、本契約満了、解除または解約後の保存データの返還または廃棄に関するウイングアークの義務については、前条第 2 項にのみ準拠するものとします。

第 15 条 (本サービスの一時中断・停止等)

1.ウイングアークは、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断または停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。

- ①サービスシステムの保守・工事等の計画停止、障害が発生した場合またはその他やむを得ない事由がある場合。
- ②電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止した場合。
- ③ウイングアークの合理的管理を超える状況(不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議)
- ④ウイングアークの設備に不正アクセス等がなされた場合またはその恐れがあると疑われる場合。
- ⑤当該サービスを提供する上でウイングアークが本サービスの一時中断若しくは停止等の事由を定め、当該事由が生じた場合。
- ⑥本サービスの適切な運用をすする上でウイングアークが本サービスの一時中断若しくは停止が必要と判断した場合。

2.前項のほか、ウイングアークは、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または公共の利益により緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を中断または停止する措置をとることができるものとし、これらに対し何らの責任を負わないものとします。

3.ウイングアークは前二項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめウイングアークが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、ウイングアークはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

第 16 条 (お客様の事由による本サービスの中断・停止)

1.ウイングアークは、お客様が次の各号にいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合は、期間を定めてお客様に対する本サービスの一部または全部の提供を中断または停止できるものとします。

- ①本サービスの利用申込み、その他ウイングアーク所定の手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - ②お客様によるウイングアークに対する金銭債務が履行されないとき。
 - ③第 11 条(制限事項)のお客様の義務の規定に違反したとき。
 - ④仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき。
 - ⑤公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき。
 - ⑥監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき。
 - ⑦事業の廃止または解散の決議をしたとき。
 - ⑧支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ⑨本約款に違反する行為でウイングアークの業務の遂行またはウイングアークのサービスシステムその他ウイングアークの設備に支障を及ぼすおそれがある行為をしたとウイングアークが判断したとき。
 - ⑩お客様の本サービスの利用態様が、ウイングアークまたは他のお客様の利益を損なう恐れがあるとウイングアークが判断し、その利益保全のために他にとり得る効果的な手段がないとき。
- 2.ウイングアークは前項の規定により、本サービスを停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をウイングアークが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、ウイングアークはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。
- 3.本条に基づく本サービス提供の中断または停止の期間が 30 日を越えた場合、ウイングアークは保存データの消失等について責任を負わないものとします。

第 17 条 (お客様の責任)

1.本サービスの利用に関連する法律、条約、規則、または規制をお客様は遵守するものとします。

2.(1) お客様は、第 11 条第 3 号にかかわらず、お客様が利用する本サービスにお客様以外の第三者を招待し、特定の権限(権限の範囲はお客様において設定できます。以下「外部利用権限」といいます)を与えることができます(以下、招待され特定の外部利用権限が与えられた第三者を「外部利用者」といいます)。この場合、お客様は、外部利用者をお客様が利用する本サービスに招待した時点で、外部利用者に対して、お客様に利用が許諾された本サービスの再利用を許諾したものととなり、外部利用者は、外部利用権限の範囲において、お客様が利用する本サービスの機能の一部(ルームの作成、メッセージの送受信、ファイルのアップロード等を指しますがこれ等に限りません。以下総称して「外部利用機能」といいます。)を利用することができます。

(2) お客様による外部利用者に対する前項の本サービスの再利用の許諾には、外部利用者による外部利用機能の利用(当該機能を利用し作成された情報・データ等の保存等を含む)についてお客様が管理・責任をもつこと、および外部利用者による外部利用機能の行為によってウイングアークに損害が発生した場合にはお客様が責任を負うことが前提条件であることを、お客様は承諾するものとします。また、お客様は、外部利用者に対して、前項の許諾に基づき、外部利用者による外部利用機能の利用によって作成した情報・データ(メッセージ、アップロードファイル等を含むがこれ等に限りません)等はお客様において管理(編集・削除等を含むがこれ等に限りません)されることを承諾させるものとします。なお、お客様と外部利用者間における外部利用権限及び外部利用機能に関連する紛争等に関しては、ウイングアークでは責任を負わず、お客様が自己の費用と責任で解決するものとします。

3.お客様は、ユーザアカウントの無断使用または情報セキュリティ違反もしくはその疑いがあることを発見した場合、直ちにウイングアークに連絡するものとします。また、本サービスを構成するソフトウェアやドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとします。なお、ウイングアークは、お客様の通信もしくはデータへの無断アクセスもしくは改変、送信もしくは受信される情報(ウイングアークが実際に受信したかどうかにかかわらず)、データ、本サービスを介してなされた取引、または本約款の違反に基づく結果について、法令で禁止される場合を除き一切責任を負わないものとします。

3.本契約に別途定めがある場合を除き、お客様は、本サービスの利用に関して第三者との間で生じた紛争等は自己の責任において解決し、ウイングアークまたは第三者に何らの損害を与えないものとします。

4.お客様が本約款に違反した場合、本契約に別途定めがある場合に加え、ウイングアークは直ちに本サービスの停止および本契約の解約ができるものとし、かつ、その結果ウイングアークに損害が生じた場合には、ウイングアークはお客様に対して損害賠償を請求できるものとします。

第 18 条 (限定保証および免責)

1.本サービスは、現状有姿のまま提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。ウイングアークは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウイルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証をいたしません。また、いかなる仕様変更の義務も負いません。

2.本サービスで利用されるインターネットは、インターネットの利用度や電子取引等のデータ通信量などにより、制限されたり、遅れたりすることがあることをお客様は同意するものとします。

3.ウイングアークは、本サービスの提供にあたり、お客様がウイングアークのサーバに転送、經由あるいは蓄積されたお客様のデータがいかなる理由において破損または消失した場合、本サービスに関連する連携サービス提供元(第 30 条で定義される)が提供するサービスのテスト環境でデータの破損や消失等が発生した場合、いずれにおいてもお客様または第三者に対し法令で禁止される場合を除き一切の責任を負わないことをお客様は同意するものとします。また、前項による遅延や遅延によるデータの破損、消失等についてもウイングアークは法令で禁止される場合を除き一切責任を負わないものとします。

4.ウイングアークは、以下の損害については責任を負わないものとします。

- ①天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因してお客様に生じた損害
- ②ウイングアークの設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合などお客様の通信環境の障害に起因してお客様に生じた損害
- ③第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因してお客様に生じた損害
- ④本サービスの提供にあたり用いられているウイングアークの設備などへの第三者による不正アクセスまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意を

もってしても防ぐことができないもの起因してお客様に生じた損害。

⑤ウイングアークが開発・製造したものではないハードウェア、ソフトウェアまたはデータベース等の第三者の製品に起因してお客様に生じた損害。

⑥権限のある行政機関等の命令または法令に基づく強制的な処分に起因してお客様に生じた損害。

⑦その他ウイングアークの責めに帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害。

5.ウイングアークは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。その場合、ウイングアークは、リンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容について法令で禁止される場合を除き一切責任を負わないものとします。

第 19 条（責任の限定）

1.ウイングアークは、本契約に関連して、自己の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合は、自己に帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害について賠償責任を負うものとします。但し、当該損害賠償責任の範囲は、契約責任、不法行為責任、またはその他のいかなる責任理論に基づくものかを問わず、本契約に基づきウイングアークが受領した利用料金の直近 6 カ月分（初年度費用その他料金を含まない）を超えないものとします。

2.ウイングアークは、お客様に対して、いかなる逸失利益・収益、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、補填賠償または懲罰的損害について、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またウイングアークがお客様またはその他第三者から当該損害の可能性を告げられていた場合もしくは予見すべきであった場合であっても、責任を負わないものとします。本項の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

3.前 2 項による責任制限の規定は、ウイングアークの故意または重過失によりお客様に生じた損害については適用されないものとします。

第 20 条（解除）

1.ウイングアークまたはお客様は、相手方につき次の各号の事由が生じたときは、何らの通知・催告なく、本契約を解除することができるものとします。

①本約款の各条項の一に違反し、当該違反を是正するために相当期間を定めた催告後も是正されないとき

②仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき

③公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき

④監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき

⑤事業の廃止または解散の決議をしたとき

⑥支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

⑦本約款に著しく違反し、または信頼関係を破壊する行為をしたとき。

2.前項の解除は、解除した者から被解除者に対する損害賠償の請求を妨げず、また、ウイングアークまたはお客様が前項各号の一に該当した場合、相手方に対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

3.第 1 項に基づきウイングアークが本契約を解除した場合、ウイングアークは、お客様から受領した本サービスの利用料金（販売代理店を経由した場合は販売代理店に対してお客様が支払済みの料金を含む）の返還義務を負わないものとします。

第 21 条（反社会的勢力との関係を理由とする契約解除）

1.お客様およびウイングアークは、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与する者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.お客様およびウイングアークは、前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができるものとします。

3.前条第 2 項および第 3 項の規定は、前項によりウイングアークが本契約を解除した場合に準用されるものとします。

第 22 条（本サービスの終了）

1.お客様が本約款の一に違反した場合、ウイングアークは、その裁量により、お客様のユーザアカウントを無効にし、あるいは本サービスの使用を停止、終了させ、本サービス内のデータの削除および廃棄をすることができるものとします。

2.ウイングアークは、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。① 廃止日の 2 か月前までにお客様に通知した場合、②天変地異などの不可抗力によって本サービスを提供できなくなった場合。

第 23 条（お客様による補償）

お客様は、本サービスの違反利用もしくは本約款の違反により、あるいはこれに関連して発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費（弁護士費用を含む）について、ウイングアークを補償するものとし、損害を生じさせないものとします。

第 24 条（第三者の権利侵害）

1.本サービス内容あるいはその利用方法等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害または侵害したとして、第三者からお客様に対して裁判上または裁判外の請求がなされた場合、お客様は、ウイングアーク（およびウイングアークが指定する第三者）に対して、速やかに当該請求の事実および内容を通知し、当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関して実質的な参加の機会およびすべての決定の権限（弁護士等の選任の決定を含むがこれに限られない）を与えるものとします。また、お客様がウイングアークにとって必要な協力をすることを条件として、ウイングアークは、自らの費用と責任において当該請求につき解決するものとし、また、これにより生じたお客様の損害を合理的な範囲で賠償するものとします。

2.前項の請求原因が、ウイングアークの責に帰すべからざる事由である場合、ウイングアークは前項の責任を負いません。

第 25 条（約款の変更）

ウイングアークは、本約款または本サービスの内容をいつでも変更することができるものとします。但し、本約款または本サービス内容を変更する場合、ウイングアークは、お客様に対して、ウイングアークのホームページ等において、変更時期（効力発生時期を含む）、変更後の約款内容を掲示し、また本サービスのお客様の管理者に対して電子メール等の電磁的方法などによる通知をするなどして周知するものとします。この場合、当該変更時期以降に本サービスを継続して利用した場合、当該変更をお客様は同意したものとします。

第 26 条（再委託）

ウイングアークは、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、ウイングアークは、自らの責任と負担により再委託し、本約款に基づく一切の義務を当該再委託先に遵守させるものとします。

第 27 条（フィードバック等）

ウイングアークは、お客様が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用し、または本サービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

第 28 条（存続条項）

第 5 条(無料トライアル)第 3 項、第 7 条(有料サービスの利用料金)、第 9 条(財産権)、第 10 条(テンプレートプログラム等)、第 11 条(制限事項)、第 12 条(アクセス権)、第 13 条(お客様のデータの利用等)、第 14 条(秘密保持)、第 17 条(お客様の責任)第 4 項、第 18 条(無保証および免責)、第 19 条(責任の限定)、第 20 条(解除)第 3 項、第 21 条(反社会的勢力との関係を理由とする契約解除)第 3 項、第 23 条(お客様による補償)、第 24 条(第三者の権利侵害)、第 27 条(フィードバック等)および第 29 条(一般条項)は本契約の解約または満了後も存続するものとします。

第 29 条（一般条項）

- 1.本約款は、いかなる法域の抵触法の規定にかかわらず、日本国の法律に準拠するものとします。
- 2.本約款または本サービスに関連する一切の紛争、訴訟、請求および訴因については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3.本約款に別段の記載がある場合、お客様とウイングアークの両者捺印形式の書面により明示的に本約款の各条項を変更するもしくは本約款に条項を追加する合意を除き、本約款に基づく利用申込み以外の注文書や印刷されたフォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本約款の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。
- 4.本約款の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈され、他の条項は有効に存続するものとします。
- 5.本約款または本サービスの利用を理由に、お客様とウイングアーク間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係があるものではありません。また、ウイングアークが本約款の権利および条項を強制しなかった場合でも、ウイングアークが書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことにはなりません。
- 6.本約款は、本約款に別段の記載がある場合を除き、本約款の対象についてのお客様とウイングアークの間のすべての合意を構成するものであり、文書、口頭を問わずあらゆる事前および同時の交渉、議論、合意に優先するものとします。
- 7.お客様およびウイングアークは、事前に相手方の書面による同意を得ることなく、本契約により発生する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。
- 8.お客様およびウイングアークは、本サービスの利用および運用にあたり、日本国の輸出管理に係る法令を遵守するものとします。
- 9.お客様は、お客様と販売代理店等の第三者(以下「当該第三者」といいます)との間において本サービスを契約(売買契約、リース契約等を含むがこれに限られない)の対象物とした場合であっても、本サービスに関する一切の請求・紛争等については、お客様とウイングアークの間で本契約の条件において解決するものとし、ウイングアークは本契約に記載された事項を除きいかなる責任も負わず、お客様と当該第三者との合意はウイングアークに影響しないことを同意するものとします。

第 30 条（他のサービスに関する特別条項）

お客様が、本サービスを、他のサービス(以下「連携サービス」といいます)と連携して利用される場合、以下の各条件が適用されます。

- 1.お客様は、連携サービスの利用に関して、当該他のサービスの提供元(以下「連携サービス提供元」といいます)が別途契約条件(約款、規約等の名称に限られません。以下「連携サービス契約条件」といいます)を定めている場合、連携サービス契約条件に承諾のうえ、またはお客様と連携サービス提供元との連携サービスに係る利用契約を締結する等により、利用する必要があります。お客様が連携サービス契約条件を承諾しない場合は、お客様は、当該他のサービスを利用することができません。また、連携サービス提供元が当該他のサービスをお客様に提供しない場合には、他のサービスとの連携に係る本サービスを利用できない場合があること、また、お客様が連携サービス提供元のシステムに保存したすべての電子的データおよび情報(以下「当該情報等」といいます)を連携サービス提供元のシステム外に送信する場合には当該情報等が連携サービス提供元のシステム外に送信されること、およびその範囲内で連携サービス提供元が当該情報等につき個人情報の保護、安全性または完全性につき責任を負わないことに同意するものとします。
- 2.他のサービスとの連携に係る本サービスは連携サービス提供元が提供するサービスと連携して提供されるものであり、お客様は連携サービス提供元とそれらのサービスに関する利用契約が必要となる場合があることに同意するものとします。
- 3.連携サービス提供元が提供するサービスに関して、連携サービス提供元がお客様への対応のため、ウイングアークに対してお客様の情報を提供することを依頼した場合、ウイングアークは連携サービス提供元に対してお客様の関連情報を提供することをお客様は同意するものとします。
- 4.他のサービスと連携に係る本サービスがウイングアークおよび連携サービス提供元間の契約に基づきウイングアークから提供される場合、当該契約が終了する場合、他のサービスとの連携に係る本サービスは終了するものとします。但し、ウイングアークは、可能な限り事前にお客様に対して本契約終了を通知するものとし、事後の対応についてお客様と協議するものとします。

以上
2020年4月15日 制定
2022年3月18日 改定